

○ 人事院規則22-2-2（人事院規則22-2（倫理法又は同法に基づく命令の違反に係る調査及び懲戒の手続）の一部を改正する人事院規則） 新旧対照表
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式 表面</p> <p>R0003 No. _____</p> <p>第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略) 二 (略)</p> <p>三 第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者</p> <p>四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者</p> <p>五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者</p> <p>五の二 第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。）</p> <p style="text-align: center;">調 査 員 証</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本産業規格A 6</u>とし、厚紙を用い、中央点線の所から二つ折とすること。 裏面 (略)</p>	<p>別記様式 表面</p> <p>R0003 No. _____</p> <p>第百十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 (略) 二 (略)</p> <p>三 第十七条第二項（中略）の規定による証人として喚問を受け虚偽の陳述をした者</p> <p>四 第十七条第二項の規定により証人として喚問を受け正当の理由がなくてこれに応ぜず、又は同項の規定により書類又はその写の提出を求められ正当の理由がなくてこれに応じなかつた者</p> <p>五 第十七条第二項の規定により書類又はその写の提出を求められ、虚偽の事項を記載した書類又は写を提出した者</p> <p>五の二 第十七条第三項（中略）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者（第十七条第一項の調査の対象である職員（中略）を除く。）</p> <p style="text-align: center;">調 査 員 証</p> <p>備考 用紙の大きさは、<u>日本工業規格A 6</u>とし、厚紙を用い、中央点線の所から二つ折とすること。 裏面 (略)</p>